〇大分県漁業調整規則

令和二年十月三十日

大分県規則第六十六号

大分県漁業調整規則をここに公布する。

大分県漁業調整規則

大分県漁業調整規則 (昭和四十二年大分県規則第十八号) の全部を改正する。

目次

第一章 総則 (第一条—第三条)

第二章 漁業の許可 (第四条―第三十一条)

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置(第三十二条—第五十

条

第四章 漁業の取締り (第五十一条—第五十四条)

第五章 雑則(第五十五条—第六十一条)

第六章 罰則(第六十二条—第六十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)その他漁業に関する法令と相まって、

大分県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させる

(申請の経由機関等)

ことを目的とする。

出しようとする場合には、 県内に住所を有する者は、 その住所地を管轄する振興局長を経由して提出しなければなら 第八条第一項又は第三十三条第三項の申請書を知事に提

は、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。 県内に住所を有しない者は、 第八条第一項の申請書を知事に提出しようとする場合に

(代表者の届出)

提出して行うものとする。 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、 次に掲げる事項を記載した届出書を

申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所

の所在地)

務所の所在地 代表者として選定された者の氏名及び住所 (法人にあっ ては、 その名称及び主たる事

第二章 漁業の許可

(漁業の許可)

が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。 に基づき、 第十号、 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、 知事の許可を受けなければならない。 第十二号、 第十五号及び第十六号に掲げる漁業にあっ)を営もうとする者は、 次に掲げる漁業 ては、 組合員行使権者 同項の規定

- う。)をとることを目的とする漁業(中型まき網漁業を除く。 もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ(全長十五センチメー ル 以下のぶり
- 同じ。)をとることを目的とする漁業 うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。 以下
- \equiv ン未満の船舶を使用するものに限る。)により行う漁業 機船船びき網漁業 たいらぎこぎ漁業 海面において機船船びき網(瀬戸内海においては、 海面において鉤引具によりたいらぎをとることを目的とする漁業 総ト
- 五. ごち網漁業 海面において動力漁船を使用してごち網により行う漁業
- 小型まき網漁業 きんちゃく網、 海面において総トン数五トン未満の船舶を使用して小型まき網 中高網又はしばり網をいう。)により行う漁業 (あ
- 七 四そう張り網漁業 海面において四そう張り網により行う漁業
- とることを目的とするものに限る。)により行う漁業 多そう張り網漁業 海面において多そう張り網(前号の四そう張り網を除き、 11 かを
- 九 的とするものに限る。)により行う漁業 棒受け網漁業 海面において棒受け網 (いわし、 あじ、 さば又はい かをとることを目
- 十 袋待網漁業 海面において袋待網により行う漁業
- 刺し網漁業 海面において刺し網(次号の固定式刺し網を除く。 により行う漁業
- 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
- な移動により水産動物を採捕する方法をいう。 押網漁業 海面において押網(網具を直接的に船体に固定し、)により行う漁業 船と網具との
- 十四四 ことを目的 はえ縄漁業 とするものに限る。 海面において動力漁船を使用してはえ縄 により行う漁業 (たい、 はも又はふぐをとる

たこつぼ漁業 瀬戸内海においてたこつぼにより行う漁業

)により行う漁業 海面においてかご(いか又はかにをとることを目的とするもの

十七 六号の小型まき網漁業を除く。 いらづけ漁業 海面におい てしいらづけにより行う漁業 (中型まき網漁業及び第

潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。 により行う漁業

前項の許可

(以下この章

(第十六条を除く。

)において単に

「許可」

とい

う。

は、

第八号、 第五十七条第一 第九号若しくは第十三号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごと 項の農林水産省令で定める漁業又は前項第一号、 第四号から第六号まで、

その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可を受けた者の責務)

第五条 を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。 知事許可漁業について許可を受けた者は、 資源管理を適切にするために必要な取

(起業の認可)

認可を受けることができる。 の他船舶等を使用する権利を取得する前に、 舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しない 船舶等ごとに、 借り受け、 あらかじめ起業につき知事の その返還を受け、 \mathcal{O}

事は、 て許可を申請した場合において、 起業の認可を受けた者が、 前条の認可(以下「起業の認可」という。)を受けた者がその起業の認可に基づ 第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、 起業の認可は、 その期間の満了の日に、 認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しな 申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、 その効力を失う。 許可をしなければならない。 V

(許可又は起業の認可の申請)

第八条 当該漁業ごとに、 定める漁業又は第四条第一項第一号、 十三号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあ 許可又は起業の認可を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならな 第四号から第六号まで、 法第五十七条第一項の農林水産省令で 第八号、 第九号若しくは第

所在地 申請者の 氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所

二 知事許可漁業の種類

- 三 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- 四漁具の種類、数及び規模
- 五 使用する船舶の名称、 漁船登録番号、 総トン数並びに推進機関の 種類及び馬力数
- 六 その他参考となるべき事項
- 認める書類の提出を求めることができる。 知事は、 前項の申請書のほか、 許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と

(許可又は起業の認可をしない場合)

第九条 ない。 次の各号のいずれかに該当する場合は、 知事は、 許可又は起業の認可をしてはなら

- 一 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合
- その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
- を行わなければならない。 意見を聴いた上で、 知事は、 前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、 当該申請者にその理由を文書をもって通知し、 海区漁業調整委員会の 公開による意見の聴取
- 3 前項の意見の聴取に際しては、 かつ、 証拠を提出することができる。 当該申請者又はその代理人は、 当該事案につ 1 て弁明

(許可又は起業の認可についての適格性)

第十条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、 次の各号の V ずれにも該当しな

い者とする。

- 者であること。 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、 かつ、 引き続き遵守することが見込まれない
- 一 暴力団員等であること。
- 用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。 法人であって、 その役員又は漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号)で定める使
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 五. 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。
- の意見を聴かなければならない。 知事は、 前項第五号の基準を定め、 又は変更しようとするときは、 海区漁業調整委員会

(新規の許可又は起業の認可)

第十一条 この条におい 知事は、 て同じ。 許可 (第七条第一項及び第十四条第一項の規定によるものを除く。 又は起業の認可 (第十四条第一 項の規定によるものを除く。 以下

間を公示しなければならない 項に関する制限措置を定め、 事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その この条におい て同じ。 をしようとするときは、 当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期 当該知事許可漁業を営む者 他の事情を勘案して、 この数、 次に掲げる事 知

- 区分したものをいう。 漁業種類 (知事許可漁業を水産動植物の 以下同じ。 種類、 漁具の 種類その 他 の漁業の方法に
- 許可又は起業の認可をすべき船舶等の 数及び 船舶の総ト ン数又は漁業者の
- 三 推進機関の馬力数
- 四 操業区域
- 五 漁業時期
- 六 漁業を営む者の資格
- ば当該漁業の操業の時機を失し、 る期間とする。 る事情があるときは、 前項の申請すべき期間 ただし、 一月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれ この限りでない。 は、 一月を下らない範囲内におい 当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認めら て漁業の種類ごとに知事が定め
- するときは、 知事は、 第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようと 海区漁業調整委員会の意見を聴かなけ ればならない
- 九条第一 ない。 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、 項各号のい ずれ かに該当する場合を除き、 許可又は起業の認可をしなければなら 知事は、 第
- 5 況を勘案して、 た船舶等の数を超える場合においては、 て許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の 海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、 前項の規定にかかわらず、 数が第一 許可の基準を定め、 当該知事許可漁業の状 項の規定により これ 公示 に従
- 6 方法でくじを行い、 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、 許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。 公正な
- 7 従っ した漁業者の数を超える場合におい 状況を勘案して、 第四項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第一項の規定によ て許可 又は起業の認可をする者を定めるものとする 海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、 ては、 第四項の規定にかかわらず、 許可の基準を定め、 当該知事許可漁業 り公
- 8 可又は起業の認可 の申請をした者が当該申請をした後に死亡 解散 又は分割

認可の申請をした者の地位を承継する。 継すべき者を定めたときは、その者)、 続人 た法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、 (当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。 (相続人が二人以上ある場合において、 合併後存続する法人若しくは合併によって成立し その協議により当該申請をした者の地位を承 をしたときは、 当該許可又は起業の その

を証する書面を添え、 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の 承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。 地位を承継した者は、 その事実

(公示における留意事項)

第十二条 産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、 業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水 事許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、 数及び船舶の総ト 知事は、 漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知 ン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。 当該知事許可漁 船舶等

(許可等の条件)

- 第十三条 をするに当たり、 知事は、 許可又は起業の認可に条件を付けることができる。 漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、 許可又は 起 業の認 可
- 区漁業調整委員会の意見を聴いて、 知事は、 漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、 当該許可又は起業の認可に条件を付けることができ 許可又は起業の認可後、 海
- 3 を行わなければならない 八十八号) 知事は、 第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、 前項の規定により条件を付けようとするときは、 行政手続法 (平成五年法律第
- れ 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、 ばならない。 公開により行わなけ

(継続の許可又は起業の認可等)

- 第十四条 次の各号のい 認可を受けた内容と同一であるときは、 許可又は起業の認可をしなければならない。 ずれかに該当する場合は、 第九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除 その申請の内容が従前の許可又は起業の
- が、 0 許可 て許可を申請 その許可 (知事が指定する漁業に係るものに限る。 \vec{O} 有効期間の満了 したとき 日の到来のため、 第四号におい その許可を受けた船舶と同一の船舶に て同じ。 を受けた者

- 漁業に使用することを廃止 許可を受けた者が、 その許可の有効期間中に、 Ļ 他の船舶について許可又は起業の認可を申請 その許可を受けた船舶を当該知事許可 したとき。
- 三 業の認可を申請したとき。 没の日から六月以内(その許可の有効期間中に限る。 許可を受けた者が、 その許可を受けた船舶が滅失し、 に他の船舶について許可又は起 又は沈没したため、 滅失又は沈
- 兀 受け、 船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、 て許可又は起業の認可を申請したとき。 許可を受けた者から、 その返還を受け、 その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該 その許可の有効期間中に、 許可を受けた船舶を譲り受け、 当該船舶につい
- とが適当でないと認められるときは、 での間にしなければならない。 らない。 前項第一号の規定による申請は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前 ただし、 知事が定めて公示する期間内に申請をしなければな 当該知事許可漁業の状況を勘案し、 これによるこ から一月前

(許可の有効期間)

第十五条 は、 める期間とする。 従前の許可の残存期間とする。 許可の有効期間は、 ただし、 前条第一 次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、 項 (第一号を除く。 の規定によって許可をした場合 それぞれ当該各号に定

- 号までに掲げる漁業 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第三号から第十八 五年
- 二 第四条第一項第一号及び第二号に掲げる漁業 一年
- 項の期間より短い期間を定めることができる。 知事は、 漁業調整のため必要な限度において、 海区漁業調整委員会の意見を聴い 前

(変更の許可)

- 第十六条 事項について、 を営もうとするときは、 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、 同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、 知事の許可を受けなければならない。 第十一条第一項各号に掲げる 知事許可漁業
- を知事に提出しなければならない。 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載した申請書
-)所在地) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所
- 一漁業種類

- 三 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- 四 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
- 五 変更の内容
- 六 変更の理由
- の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。 知事は、 前項の規定により申請があった場合において必要があると認めるときは、

(相続又は法人の合併若しくは分割)

- 第十七条 地位を承継する。 よって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の たときは、その者) の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続 人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定め 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、 、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割に 解散し、又は分割 (当該許可又は起業
- する書面を添え、 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、 承継の 日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない その事実を証

(許可等の失効)

第十八条 次の各号のい ずれかに該当する場合は、 許可又は起業の認可は、 その効力を失

- う。
- 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
- 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- ったとき。 許可を受けた船舶を譲渡し、 貸し付け、返還し、 その他その船舶を使用する権利を失
- 許可又は起業の認可を受けた者は、 その日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。 前項各号のいずれかに該当することとなったとき
- 3 可に係る知事許可漁業を廃止した日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならな たときは、 第一項に規定する場合のほか、 当該許可は、 その効力を失う。この場合において、 許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止 許可を受けた者は、 当該許

(休業等の届出

第十九条 間を定め、 許可を受けた者は、 あらかじめ知事に届け出なければならない。 一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、

2 に届け出なければならない。 許可を受けた者は、 前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、 その旨を知事

(休業による許可の取消し)

- 第二十条 て休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができ 知事は、 許可を受けた者がその許可を受けた日から六月又は引き続き一年を超え
- 令、 十一項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、 り許可の効力を停止された期間及び法第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命 一条第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する法第百二十条第 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、 法第百二十条第一項の規定による指示、 同条第十一項の規定による命令、 第二十三条第一項の規定によ 前項の期間に算入しな 法第百二十
- 3 ければならない。 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、 公開により行わな

(資源管理の状況等の報告)

第二十一条 それぞれ下欄に掲げる期限までに、 許可を受けた者は、 次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類の区分に応じ、 次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならな

知事許可漁業の種類	期限
中型まき網漁業及びうなぎ稚魚漁業	翌月の十日まで
もじゃこ漁業	漁業時期の終了後十日以内
小型機船底びき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業、たいら 翌年の一月三十一日まで	翌年の一月三十一日まで
ぎこぎ漁業、機船船びき網漁業、ごち網漁業、小型まき網漁	
業、四そう張り網漁業、多そう張り網漁業、棒受け網漁業、	
袋待網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、押網漁業、は	
え縄漁業、たこつぼ漁業、かご漁業、しいらづけ漁業及び潜	
水器漁業	

- 前項の規定による報告は、 次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 許可を受けた者の氏名 (法人にあっては、その名称)
- 一許可番号
- 三報告の対象となる期間

- 四 漁獲量その他の漁業生産の実績
- 五 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- 六 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- 七 その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

- 第二十二条 当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。 項各号のいずれかに該当することとなったときは、 知事は、 許可又は起業の認可を受けた者が第九条第一項第二号又は第十条第一 海区漁業調整委員会の意見を聴いて
- その効力の停止を命ずることができる。 海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又は 知事は、 許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、
- 3 定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、 知事は、 前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の 聴聞を行わなければならない。
- なければならない。 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、 公開により行わ

(公益上の必要による許可等の取消し等)

- 第二十三条 ることができる。 会の意見を聴いて、 知事は、 漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、 許可又は起業の認可を変更し、取り消し、 又はその効力の停止を命ず 海区漁業調整委員
- 前条第三項及び第四項の規定は、 前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

- 第二十四条 交付する。 知事は、 許可をしたときは、 その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を
- 許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称及び主たる事務所の所在
- 二 漁業種類
- 三 操業区域及び漁業時期
- 兀 使用する船舶の名称、 漁船登録番号、 総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 五 許可の有効期間
- 六 条件
- 七 その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

- 第二十五条 務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。)に携帯させなければならない。 に係る船舶内に備え付け、 許可を受けた者は、 又は自ら携帯し、若しくは操業責任者(船舶の船長、船長の 当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可 職
- 携帯させれば足りる。 証 庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、 の写しを、 の記載内容と同一であり、 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政 当該許可に係る船舶内に備え付け、 かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可 又は自ら携帯し、 知事がその記載内容が許可 若しくは操業責任者に
- 3 可証の写しを知事に返納しなければならない。 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、 遅滞なく同項に規定する許

(許可証の譲渡等の禁止)

第二十六条 は貸与してはならない。 許可を受けた者は、 許可証又は前条第二項の許可証の写しを他人に譲渡し、 又

(許可証の書換え交付の申請)

- 第二十七条 可証の書換え交付を申請しなければならない。 の終わったとき) は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、 許可を受けた者は、 は、 速やかに、 許可証の記載事項に変更が生じたとき 次に掲げる事項を記載 その工事が終わったとき又は機関換装 した申請書を提出して、 (船舶の総トン数又 知事に許
- の所在地) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所
- 二 漁業種類
- 三 許可を受けた年月日及び許可番号
- 四 書換えの内容
- 五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第二十八条 付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。 許可を受けた者は、 許可証を亡失し、 又は毀損したときは、 速やかに、 理由を

(許可証の書換え交付及び再交付)

第二十九条 交付する。 知事は、 次に掲げる場合には、 遅滞なく、 許可証を書き換えて交付し、 又は再

- 定により付けた条件を変更し、 第十三条第二項の規定により許可に条件を付け、 若しくは取り消したとき。 又は同条第一項若しくは第二項の
- 第十六条第一項の許可)をしたとき。 (船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除
- 三 第十七条第二項の規定による届出があったとき。
- 第二十二条第二項又は第二十三条第一項の規定により、 許可を変更したとき
- 五. 第二十七条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったと

き。

(許可証の返納)

- 第三十条 やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え 交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合に 速
- 知事に届け出なければならない。 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、 理由を付してその旨を
- 3 法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。 したときは、 許可を受けた者が死亡し、 その相続人、 清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した 又は合併以外の事由により解散し、 若しくは合併により消滅

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

- 第三十一条 小型機船底びき網漁業又は中型まき網漁業(二そうまき網漁業を除く。 に第一号様式による許可番号を表示しなければ、 おいて同じ。)の許可を受けた者は、 当該許可に係る船舶の船橋又は舷側の両側の中央部 当該船舶を当該漁業に使用してはならな 次項に
- ならない。 失い、又は取り消された場合には、 小型機船底びき網漁業又は中型まき網漁業の許可を受けた者は、 速やかに、 前項の規定によりした表示を消さなけ 当該許可がその効力を れ

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第三十二条 何人も、 次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない

- 一 沖縄式追込網(瀬戸内海においてするものを除く。
- 一かます追込網
- 三たたき網

四 空釣縄

五. 除く。) 空釣こぎ(瀬戸内海においてするもの及び第四条第一項第三号に掲げる漁業の方法を

六 がたます網 (身網の設置場所が最大低潮時水深二メートルより浅い所に設置するもの

に限る。)

(内水面における水産動物の採捕の許可)

第三十三条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動物を採捕しようとする

者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

刺し網(固定式刺し網を含む。 第三十六条第二項において同じ。

二敷網

三 建干網

四 しろうおせきすくい網

五やな

六 鵜飼漁法

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

第四条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合

漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合

二 法第百七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならな 第一項の許可(以下この条において「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、

申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所

一 採捕の種類

の所在地)

三 採捕する区域、期間及び水産動物の種類

四 漁具の数及び規模

五. 使用する船舶の名称、 漁船登録番号、 総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

、採捕に従事する者の氏名及び住所

七 その他参考となるべき事項

次の各号の いずれかに該当する場合は、 知事は、 採捕の許可をしてはならない。

申請者が第十条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者である場合

- 二 漁業調整のため必要があると認める場合
- 5 きは、 間を別に定めることができる。 採捕の許可の有効期間は、三年とする。 知事は、三年を超えない範囲内で、 内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期 ただし、 漁業調整のため必要があると認めると
- 6 させるものに限る。 採捕の許可を受けた者が死亡し、) をしたときは、 解散し、 当該許可は、 又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継 その効力を失う。
- 7 意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。 知事は、 許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕しないときは、 採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一 内水面漁場管理委員会の 年 間そ
- 8 又は漁法による水産動物の採捕を禁止された期間は、 の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第一項各号に掲げる漁具 する第二十三条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第百二十条第一項 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、 前項の期間に算入しない。 第十三項におい て準用
- 付する。 知事は、 採捕の許可をしたときは、 その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交
- の所在地) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっ ては、 その名称及び主たる事務所
- 二 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 三 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
- 四 許可の有効期間
- 五 条件
- 六 その他参考となるべき事項
- きは、 採捕の許可を受けた者は、 前項の許可証を自ら携帯し、 当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕すると 又は採捕に従事する者に携帯させなけ ればならない。
- 提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、 政庁に提出中である者が、 ば足りる 前項の規定にかかわらず、 知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、 当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕するとき 許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行 又は採捕に従事する者に携帯させ かつ、 当該許可証を行政庁に
- 12 写しを知事に返納しなければならない 前項の場合におい て、 許可証の交付又は還付を受けた者は、 遅滞なく同項の許可証 \mathcal{O}

13 第二十三条並びに第二十六条から第三十条までの規定は、採捕の許可について準用する。 第八条第二項、第九条第二項及び第三項、第十三条、第二十条第三項、第二十二条、

(保護水面における採捕の禁止)

第三十四条 何人も、次の表の上欄に掲げる保護水面(水産資源保護法第十八条第一項の規 ぞれ同表の下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。 定によって指定されたものをいう。)の区域において、同表の中欄に掲げる期間中、それ

	i V	:
保護水面の区域	禁止期間	水産動植物
一 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次	一月一日から十二月三はまぐり	はまぐり
に結んだ線によって囲まれた水面	十一日まで	
アー基点第一号(宇佐市久兵衛新田八番塩浜水路		
西側角に管理者が建設した標柱の位置をいう。		
以下この号において同じ。)から三百十八度五		
十分(真方位による。以下この号から第十一号		
までにおいて同じ。)七百二十五メートルの点		
イ 基点第一号から三百三十七度千二百三十八メ		
ートルの点		
ウ 基点第一号から三度三十分千百五十メートル		
の点		
エ 基点第一号から八度五十分五百五十メートル		
の点		
二 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次	一月一日から十二月三はまぐり	はまぐり
に結んだ線によって囲まれた水面	十一日まで	
ア 基点第二号(宇佐市柳ケ浦順風黒川突端に管		
理者が建設した標柱の位置をいう。以下この号		
及び次号において同じ。)から三百二十六度二		
百メートルの点		
イ 基点第二号から七十四度四百七十五メートル		
の点		
ウ 基点第二号から二十八度二十分九百二十五メ		
ートルの点		
エ 基点第二号から三百五十度八百五十メートル		

		百五十メートルの点 り下この号によいて同じ) から三百四十度六
		こ司 じゃく 建設した標
		イ 基点第二号(大分市大字佐賀関字羅洲イガゼ
		う。)から三百五度三百メートルの点
		最西端に管理者が建設した標柱の位置をい
		ア 基点第一号(大分市大字佐賀関字羅洲ソノ崎
		た水面
植物	十一日まで	に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ
から十二月三全ての水産動	一月一日から	五 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次
		八番二に管理者が建設した標柱の位置
		オ 佐伯市上浦大字最勝海浦字小網代六千百五十
		エ オから百五十四度千メートルの点
		ウ オから百七十一度千二百三十メートルの点
		イ アから二百十二度三十分三百メートルの点
		が建設した標柱の位置
		ア 佐伯市上浦大字津井浦百九十四番九に管理者
		た水面
植物	十一日まで	に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ
から十二月三全ての水産動	一月一日から	四 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次
		ルの点
		エ 基点第二号から三百二十五度五十分千メート
		トルの点
		ウ 基点第二号から三百四十四度八百五十五メー
		点
		イ 基点第二号から三百二十三度四百メートルの
		トルの点
		ア 基点第二号から二百九十九度六百五十五メー
	十一日まで	に結んだ線によって囲まれた水面
から十二月三 はまぐり	一月一日から	三 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次
		の点

	岸線とによって囲まれた水面
十一日まで植物	点第二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海
一月一日から十二月三全ての水産動	八 次に掲げる基点第一号、ア、イ、ウ、エ及び基
	ウ 基点第二号から四十六度二百メートルの点
	ルの点
	イ 基点第二号から三百三十六度五百八十メート
	の点
	ア 基点第一号から三百十六度五百五十メートル
	九番に管理者が建設した標柱の位置
	基点第二号 東国東郡姫島村字川尻五千八百九十
	九番六に管理者が建設した標柱の位置
	基点第一号 東国東郡姫島村字下小屋六千三百十
	とによって囲まれた水面
十一日まで植物	二号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線
一月一日から十二月三 全ての水産動	七 次に掲げる基点第一号、ア、イ、ウ及び基点第
	の点
	ウ 基点第三号から六十八度三十分四百メートル
	イ 基点第三号から四十一度七百メートルの点
	ア 基点第二号から十九度千メートルの点
	十七番地に管理者が建設した標柱の位置
	基点第三号 国東市国見町岐部字龍崎三千六百六
	十番地に管理者が建設した標柱の位置
	基点第二号 国東市国見町櫛来字小崎四千三百三
	十一番地に管理者が建設した標柱の位置
	基点第一号 国東市国見町櫛来字両崎四千三百七
	高潮時海岸線とによって囲まれた水面
十一日まで植物	ウ及び基点第三号の各点を順次に結んだ線と最大
一月一日から十二月三 全ての水産動	六 次に掲げる基点第一号、基点第二号、ア、イ、
	の点
	エ 基点第二号から二百二十度六百五十メートル
	ウ 基点第二号から九十度二百メートルの点
-	<u> </u>

基点第二号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 基点第二号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 正管理者が建設した標識の位置 工 基点第二号 国東市安岐町下原字大海田十番の四 工 基点第二号から百七十一度千百八十メートルの点	日から十二月三全ての水産植	十一 次に掲げる基点第一号、ア、イ、基点第二 一月一
基点第二号 国東市武蔵町永原字大海田三千六百 番の四に管理者が建設した標識の位置 番の三に管理者が建設した標識の位置 上 基点第二号 国東市武蔵町下原字大海田十番の四に管理者が建設した標識の位置 本 基点第二号から九十度百三十メートルの点 本 基点第二号から十度三百八十メートルの点 本 基点第二号から十度三百八十メートルの点 本 基点第二号から十度三百八十メートルの点 本 基点第二号から十月三百四十メートルの点 本 基点第二号 本 人見市大字四浦字八重石五百十二 本 本 京第二号 本 人見市大字四浦字八重石五百十二 本 本 京第二号 本 人見市大字四浦字八重石五百十二 本 本 京第二号 本 人見市大字四浦字八重石五百十二 本 本 本 京第二号 本 人見市大字四浦字八重石五百十二 本 本 京第二号 本 人見市大字四浦字八重石五百十二 本 本 本 京第二号 本 人見市大字四浦字八重石五百十二 本 本 本 京第二号 本 人見市大字四浦字 中 市 小 ら 十 一 月 三		点
基点第二号 国東市武蔵町系原字大海田三千六百 番の三に管理者が建設した標識の位置 上音 国東市安 戦 した標識の位置 上 基点第二号 国東市安 戦 した標識の位置 上 基点第二号 国東市安 戦 した標識の位置 に管理者が建設した標識の位置 上 基点第二号 国東市安 戦 した標本の 合点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに 十一日まで え及び全番に管理者が建設した標柱の位置 本 基点第二号 津久見市大学四浦字黒砠二百八十六 番地の 上 基点第二号 連見郡日出町二千七百十九番地の 五 地 先 に管理者が建設した標柱の位置 本 主点第二号 速見郡日出町二千七百十九番地の 五 地 先 に管理者が建設した標柱の位置 地 先 に管理者が建設した標柱の位置 本 2 東京第一号 速見郡日出町二千七百十九番地の 五 地 5 年 2 東京第一号 本 5 東京第一号 本 7 東京第一号 本 8 東京第一号 本 7 東京第一号 本 8 東京 8		基点第二号から百七十九度六百二十メート
基点第二号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 本産植物 大戸 本の四に管理者が建設した標識の位置 大戸 大戸 本の四に管理者が建設した標識の位置 大戸 本の点 大戸 本の子 大戸 本の子 大戸 本の子 本の子 本の子 大戸 本の子 本		点
基点第二号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 1 表 第一号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 1 表 第一号 1 東 1 市武蔵町糸原字大海田二百八十メートルの点 1 東 1 東 1 東 2 東 2 東 2 東 3 第二号 1 東 1 東 3 東 3 東 3 東 4 東 4 東 4 東 4 東 4 東 4 東 4		基点第一号から二百十度六百四十メートル
基点第二号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 1月 日から十二月三 まこがれ 大産値物 大産順次に結が建設した標柱の位置 1月 日から七十一度四百メートルの点 1月 日から七十月三 あわび、 1月 日から七十一度四百メートルの点 1月 日から七十月三 あわび、 1月 日から七十一度四百メートルの点 1月 日から十二月三 まこがれ 1月 日から十二月三 まこがれ 1月 日から十二月三 まこがれ 1月 日から七十八度四百メートルの点 1月 日から十二月三 まこがれ 1月 日から十二月三 まで 1月 日から十二月三 まこがれ 1月 日から十二月三 まこがれ 1月 日から十二月三 まこがれ 1月 日から十二月三 まこがれ 1月 日から十二月三 までがれ 1月 日から十二月三 までがれ 1月 日から十二月 日から 日がら 日がら 日がら 日がら 日がら 日がら 日がら 日がら 日がら 日が		三に管理者が建設した標柱の位置
基点第二号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 本産植物 本産植物 大字四浦字八重百八十メートルの点 大正衛連者が建設した標識の位置 大田十番の四 上京第二号から十十一度三百八十メートルの点 大正掲げる基点第一号から七十一度二百四十メートルの点 大正掲げる基点第一号 本人見市大字四浦字八重石五百十二 本人見市大字四浦字八重石五百十二 本人の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに 十一日まで 大座植物よって囲まれた水面 本人見市大字四浦字川重石五百十二 本人見市大字四浦字川重石五百十二 本人見市大字四浦字川重石五百十二 本人の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに 十一日まで 大座植物よって囲まれた水面 大正掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号 本人見市大字四浦字川重石五百十二 本人の本人の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに 十一日まで 大座植物よって囲まれた水面 本人の本人の本人の本人の本人の本人の本人の本人の本人の本人の本人の本人の本人の本		速見郡日出町二千三百四十九番地
基点第一号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 横物 の名点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに 十一日まで え及び全 本の名点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに 十一日まで え及び全 まって囲まれた水面 基点第一号 から七十九度四百メートルの点 本 基点第二号から七十九度四百メートルの点 本 基点第二号 から七十九度四百メートルの点 本 基点第二号 から七十九度四百メートルの点 本 基点第二号 から七十九度四百メートルの点 本		地先に管理者が建設した標柱の位置
基点第二号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 植物の高に管理者が建設した標識の位置 に管理者が建設した標識の位置 に管理者が建設した標識の位置 に管理者が建設した標識の位置 た 基点第一号から九十度百三十メートルの点 本 基点第一号から九十度百三十メートルの点 水に掲げる基点第一号から七十一度千百八十メートルの点 本 基点第二号から七十一度千百四十メートルの点 本 基点第二号から七十一度三百四十メートルの点 本 基点第二号から七十一度四百メートルの点 本 基点第一号 津久見市大字四浦字八重石五百十二 基点第一号 津久見市大字四浦字八重石五百十二 本 本		速見郡日出町二千七百十九番地
番の三に管理者が建設した標識の位置 下 基点第一号から九十度百三十メートルの点	植物	よって囲まれた水面
本産植物と、ア、イ及び基点第二号 1月一日から十二月三 まこがれたに掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号 1月一日から十二月三 まこがれたに掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号 1月一日から十二月三 あわび、次に掲げる基点第一号から七十一度二百四十メートルの点	び全ての	+
基点第二号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 番の三に管理者が建設した標識の位置 に管理者が建設した標識の位置 に管理者が建設した標識の位置 上 基点第二号から十度三百八十メートルの点 な 基点第二号から十度三百八十メートルの点 な 基点第二号から七十一度二百四十メートルの点 太 基点第二号から七十一度二百四十メートルの点 本	から十二月三まこがれい	次に掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号 一月一
基点第二号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 基点第二号 国東市安岐町下原字大海田十番の四 に管理者が建設した標識の位置		基点第二号から七十九度四百メートルの
基点第二号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 番の三に管理者が建設した標識の位置 に管理者が建設した標識の位置 に管理者が建設した標識の位置 エ 基点第二号から九十度百三十メートルの点 ク 基点第二号から七十一度千百八十メートルの点 次に掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号 一月一日から十二月三 あわび、次に掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号 十一日まで え及び全よって囲まれた水面 番の一に管理者が建設した標柱の位置 番の一に管理者が建設した標柱の位置 本音に管理者が建設した標柱の位置 本音に管理者が建設した標柱の位置 本音に管理者が建設した標柱の位置 本語第二号 津久見市大字四浦字黒砠二百八十六 本種物		基点第一号から七十一度四百メートルの
基点第二号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 番の三に管理者が建設した標識の位置		番に管理者が建設した標柱の位置
基点第一号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 番の三に管理者が建設した標識の位置 本の三に管理者が建設した標識の位置 本の三に管理者が建設した標識の位置 ア 基点第一号から九十度百三十メートルの点 ア 基点第一号から十度三百八十メートルの点 エ 基点第二号から十度三百八十メートルの点 エ 基点第二号から十度三百八十メートルの点 点		
基点第一号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百		の一に管理者が建設した標柱の
基点第一号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 本産植物 水産植物 大産植物 大き植物 はいって囲まれた水面 というて囲まれた水面 水産植物 大き に で は いって		号
基点第一号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 まの三に管理者が建設した標識の位置	水産植物	よって囲まれた水面
基点第一号 国東市武蔵町糸原字大海田三千六百 番の三に管理者が建設した標識の位置 に管理者が建設した標識の位置 ア 基点第一号から九十度百三十メートルの点 ク 基点第一号から百七十一度千百八十メートル の点 の点 点 次に掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号 次に掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号 次に掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号 次に掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号 一月一日から十二月三 あわび、		+
点	から十二月三あわび、	次に掲げる基点第一号、ア、イ及び基点第二号 一月一
点 第一号 点 第一号 点 第二号 本 点 第二号 を 基 点 第一号 を 基 点 第一号 を ま 点 第二号 を ま 点 第二号 を ま 点 第二		点
点 第一号 点 第一号 本 点 第一号 本 点 第一号 を 基 点 第 一 号 を ま 点 第 一 号 を ま 点 第 一 号 を ま 点 第 一 号 を も か ま 点 ま 点 第 一 号 を も か ま 点 ま 点 ま 点 ま 点 ま 点 ま 点 ま 点 ま 点 ま 点 ま		基点第二号から七十一度二百四十メートル
一 一 が 管		基点第二号から十度三百八十メートルの
一一が管		の点
一が管		基点第一号から百七十一度千百八十メート
が管		基点第一号から九十度百三十メートルの
管		した標識
管		国東市安岐町下原字大海田十番の
		番の三に管理者が建設した標識の位置

		置
		の二のプ里川方岸は管理者が設置した樹柱の位
		の二の大野川豆量こ管里者が殳畳した票主の立
		基点四 大分市大字松岡字下出口二千百三十四番
		位置
		番の一の大野川右岸に管理者が設置した標柱の
		基点三 大分市大字下戸次字七石四千九百五十七
		二の大野川左岸に管理者が設置した標柱の位置
		基点二 大分市大字松岡字南河原三千二十八番の
		位置
		番の一の大野川右岸に管理者が設置した標柱の
		基点一 大分市大字宫河内字佐土原千九百四十三
		の区域
植物	一日まで	流の基点三と基点四を結んだ線に至る間の大野川
十月三十全ての水産動	九月一日から十月三十	十二 次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から上
		エ 基点第四号から百四十五度三百メートルの点
		ウ 基点第三号から百五十五度三百メートルの点
		ルの点
		イ 基点第二号から二百五十七度七百八十メート
		点
		ア 基点第一号から二百七十度七十五メートルの
		理者が建設した標柱の位置
		基点第四号 津久見市大字保戸島字中島二番に管
		十五番に管理者が建設した標柱の位置
		基点第三号 津久見市大字保戸島字瀬ノ浜三百五
		六番に管理者が建設した標柱の位置
		基点第二号 津久見市大字保戸島字二目五百六十
		四番一に管理者が建設した標柱の位置
		基点第一号 津久見市大字保戸島字長砠七百五十
		まれた水面
		順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲
物	十一日まで	号、基点第三号、ウ、エ及び基点第四号の各点を

	分川左岸に管理者が設置した標柱の位置
	基点四 大分市大字畑中字居荒六百三十九番の大
	分川右岸に管理者が設置した標柱の位置
	基点三 大分市大字下宗方字古川千二十七番の大
	分川左岸に管理者が設置した標柱の位置
	基点二 大分市大字畑中字居荒六百三十七番の大
	分川右岸に管理者が設置した標柱の位置
	基点一 大分市大字光吉字井手ノ元百十二番の大
	線から上流の七瀬川の区域を除く。)
	設置した標木から百十度(磁針方位による。)の
	(大分市大字下宗方字古川千二十七番に管理者が
二十日まで植物	点三と基点四を結んだ線に至る間の大分川の区域
九月二十日から十一月 全ての水産動	十四 次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から基
	の番匠川左岸高畠井堰上流端
	基点四 佐伯市大字上岡字土井ノ外千百七十一番
	の番匠川右岸高畠井堰上流端
	基点三 佐伯市大字稲垣字鵜ノ木八百八十八番二
	匠川左岸稲垣橋下流端
	基点二 佐伯市大字鶴望字ドケヤ百五十三番の番
	番匠川右岸稲垣橋下流端
	基点一 佐伯市大字稲垣字竜護寺九百四十九番の
	本流の区域
十日まで植物	流の基点三と基点四を結んだ線に至る間の番匠川
九月一日から十一月三 全ての水産動	十三 次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から上

(漁具漁法の制限及び禁止)

第三十五条 何人も、海面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕しては る漁法により採捕する場合は、この限りでない。 ならない。ただし、第四条第一項第二号のうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて第五号に掲げ

- 一 発射装置を有するもり又はやす
- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 干潟えびかき漁法

四 瀬戸内海において火光を利用するやす突漁法

五. 干潟において火光を利用する漁法(前号に掲げるものを除く。)

何人も、 ただし、第四条第一項第二号のうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて第六号に掲げる漁法 内水面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならな

一 発射装置を有するもり又はやす

により採捕する場合は、

この限りでない。

- 一ひき網
- 三 上りやな(しろうおせきすくい網を除く。
- 四 水中に電流を通じてする漁法
- 五 瀬干漁法 (川干漁法)
- において、五月二十日から十一月十五日までの間に行う鵜飼及び火光利用刺し網を除 火光を利用する漁法(日田市三隈川、同市玖珠川筋、 同市大山川筋及び同市津江川筋

<

- 七 魚切り又は類似の漁法
- おけづけ (かんづけ、 箱づけ、 びんづけその他これらに類する漁法を含む。
- 石うち又はげんのううちをしてする漁法

第三十六条 海面において、 次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は

同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

建干網	漁具
網目 十五センチメートルにつき十節以下	範囲

2 内水面におい て、 次の表の上欄に掲げる漁具により 水産動物を採捕する場合は、 それぞ

れ同表の下欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具		範囲
投網(網丈二・五メートル以	網目	十五センチメートルにつき十節以下
下のもの又はわかさぎをとる		
ことを目的とするものを除		
<°)		
刺し網	網目	十五センチメートルにつき十節以下
建切網	網目	十五センチメートルにつき十節以下
瀬張網	網目	十五センチメートルにつき十節以下
建干網	網目	十五センチメートルにつき十節以下

(禁止漁具の積載禁止)

第三十七条 用する目的をもって、漁船に積載してはならない。 五条第二項に規定する滑走装置を備えた桁又は網口開口板は、 漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和三十八年農林省令第五号) 小型機船底びき網漁業に使 第七十

(禁止区域等)

第三十八条 合は、 種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて採捕する場 の規定による許可を受けてうなぎの稚魚を採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三 て採捕する場合、 いて操業してはならない。 この限りでない。 何人も、次の表の上欄に掲げる漁業をそれぞれ同表の下欄に掲げる区域内にお 漁業法施行規則 ただし、 (令和二年農林水産省令第四十七号) 第四十二条第一項 第四条第一項第二号のうなぎ稚魚漁業の許可に基づい

_

																	一 火光を利用する網漁業	漁業	
ト 同市津久見島うのくそばえ	線との交点	市津久見島うのくそばえと同市大泊観音崎とを結んだ	へ 同市中津浦貝来鼻と同市坪江大石とを結んだ線と同	市中津浦貝来鼻と同市坪江大石とを結んだ線との交点	ホ 同市殿ケばえと同市板知屋天神鼻とを結んだ線と同	交点	と同市殿ケばえと同市津久見島頂上とを結んだ線との	二 同市蔦島東端と臼杵市板知屋みちが鼻とを結んだ線	ハの同市蔦島東端	口 同市高島西端	イ 大分市うちをばえ	に結んだ線によって囲まれた海域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト及びチの各点を順次	よって囲まれた海域	おける最大高潮時海岸線から四千メートルの距離の線に	において同じ。)の線と同市踊鼻から零度の線との間に	一大分市青崎鼻から零度(磁針方位による。以下この表	区域	

チ 同市ヤケガ鼻

んだ線によって囲まれた海域 次のイ、 口、八、 二、 ホ、 及びトの各点を順次に結

津久見市楠屋崎南端

口 同市黒岩頂上

同市黒島東端と同市日代赤崎鼻とを結んだ線上同市

黒島東端から七百メー ・ルの点

=

島畑ケ尻から七百メ 同市黒島畑ケ尻と同市横浦鼻とを結んだ線上同市黒 ートルの点

ホ 同市横浦鼻と同市黒島畑ケ尻とを結んだ線上同市横

浦鼻から七百メートルの点

三十一度五十二分五十四・七秒の点 同市横浦鼻と北緯三十三度四分五十八・五秒東経百 (旧千怒崎灯台)

とを結んだ線上同市横浦鼻から七百メー トルの点

二分五十四・七秒の点 北緯三十三度四分五十八・五秒東経百三十一度五十 (旧千怒崎灯台)

次のイ、 口、 ハ及びニの各点を順次に結んだ線によっ

て囲まれた海域

津久見市四浦観音崎

同市貴船島頂上 同市白子島頂上

口

同市日代赤崎鼻

次のイ、

口、

水、

ヌ、

ヲ、 Ξ, ソ、 ッ、 ラ、 ム

力、 ネ、 ナ、

キの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

ウ、

ク、

ヤ、

マ、

フ、

コ、

工、

テ、

ア、

サ及び

津久見市四浦高井鼻

口 同市高井島頂上

同市保戸島頂上

同市保戸島北端

ホ 同市保戸島高甲岩

交点 もうちばえと佐伯市鶴見先ノ瀬頂上とを結んだ線との 岸線における境界点とを結んだ線と津久見市保戸島と に 同市保戸島高甲岩と同市と佐伯市との最大高潮時海

- 津久見市保戸島ともうちばえ

チ 佐伯市上浦蒲戸崎から九十度千メートルの点

リ 同市上浦蒲戸崎から百八十度千メートルの点

ヌ 同市上浦唐船鼻と同市竹ケ島とを結んだ線上同市上

浦唐船鼻から千メートルの点

十度千メートルの点と同市上浦中瀬とを結んだ線とのんだ線と同市上浦と同市大字二栄との境界立岩から九ルで線と同市上浦を開から千メートルの点と同市上浦平浦鼻とを結ルで線上同市上ルーの市上浦唐船鼻と同市竹ケ島とを結んだ線上同市上

ヲ 同市上浦と同市大字二栄との境界立岩から九十度千

交点

メートル

の点

ワ 同市官島頂上

力 同市大入島唐船鼻

ョ 同市片白島頂上

タ 同市とうどう島頂上

市鶴見三栗島頂上と同市佐伯港中防波堤東灯台とを結レー同市とうどう島頂上と同市鼻面鼻とを結んだ線と同

んだ線との交点

ソ

同市鶴見三栗島頂上

ツ 同市鶴見八島頂上

ネ 同市鶴見野崎鼻

ナー同市鶴見切の鼻

ム 同市鶴見矢石鼻

ラ

同市鶴見白崎

ウ 同市鶴見矢石鼻と同市鶴見合の瀬とを結んだ線と同

市鶴見羽出の鼻と同市鶴見外宇土島頂上とを結んだ線

لح
\bar{O}
交
点

- 同市鶴見外宇土島頂上
- ク 同市鶴見高手島頂上
- t 同市鶴見先ノ瀬頂上
- 7 同市鶴御崎
- ケ 同市米水津横島北端
- フ 同市米水津押出の鼻
- コ 同市きしめき鼻
- 工 同市蒲江芹崎
- テ 同市蒲江三つ子島南端
- ア 同市蒲江屋形島東南端チンバチばえ
- 同市蒲江名護屋鼻

点

丰

大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界

次の

イ

口 及び

ハ

の各点を順次に結んだ線とハからニに

小型機船底びき網漁業

(自家用餌料びき網漁業を

至る間におい

ては国東市及び東国東郡姫島の最大高潮時海

トルの距離の線並びにニ及びホの点を順

豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境

次に結んだ線によって囲まれた海域

岸線から八千メ

豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境

口

界点

界点から三百五十度の線と次の (1) の点と回の点とを結

んだ線との交点

(1) 五秒東経百三十一度十五分四十四・五秒の点 国東市国見町琵琶崎と北緯三十三度五十五分三十・ (旧字部

岬漁港防波堤灯標)とを結んだ線と豊後高田市豊後高

田港導流堤灯台と山口県防府市佐波島頂上とを結んだ

線との交点

(口) 野島南端とを結んだ線との交点 んだ線と宇佐市豊前長洲港導流堤灯台と山口県防府市 国東市国見町伊美崎と山口県山口市竹島頂上とを結

ハ 東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から八千メートルの

距離の線と口の(イの点と)の点とを結んだ線の延長線

との二つの交点のうち西側の点

| 二 | 国東市国東町黒津鼻と山口県熊毛郡上関町八島南端と

を結んだ線上国東市国東町黒津鼻における最大高潮時海

岸線から八千メートルの点

ホ

同市国東町黒津鼻

第三十九条 採捕する場合は、 れば操業してはならない。 あぶらをつけた餌料を使用するはえ縄による漁業は、 この限りでない。 ただし、 第四条第一項第十四号のはえ縄漁業の許可に基づい 次に掲げる区域内でなけ

次のイ、ロ、 ハ及びニの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

イ 大分市磯崎

口 同市磯崎から五度二十二分 (磁針方位による。 以下この条において同じ。 四千メ

ートルの点

同市踊鼻と杵築市美濃崎とを結んだ線上大分市踊鼻から三千五百メー ルの点

二 同市踊鼻

次のイ、 ロ及びハの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

イ 大分市串ケ鼻

口 津久見市地無垢島西端と大分市串ケ鼻とを結んだ線上津久見市地無垢島西端から二

千メートルの点

ハ 同市大字四浦字高井の北端

佐伯市上浦蒲戸崎と愛媛県南宇和郡愛南町横島北端とを結んだ線以南の大分県海域。

ただし、 次のイ、 口、 ハ、ニ、 ホ、 〜、 ト、 チ及びイの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた海域を除く。

佐伯市鶴見大島立花鼻と同市鶴見大字梶寄浦ビシヤコバエ頂上とを結んだ線上同市

鶴見大島立花鼻から六百メートルの点

口 同市鶴見大島スリオトシと同市鶴見大字梶寄浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界(ウ

ノハエ)とを結んだ線上同市鶴見大島スリオトシから二百メ ートルの点

同市鶴見大島赤鼻と同市鶴見白崎鼻とを結んだ線上同市鶴見大島赤鼻から三百メ

トルの点

= 同市鶴見高手島頂上と同市竹ケ島頂上とを結んだ線上同市鶴見高手島頂上から千メ

ートルの点

- ホ 同市鶴見高手島頂上から零度千メートルの点
- へ 同市鶴見先ノ瀬頂上から零度千メートルの点
- ト 同市鶴見先ノ瀬頂上から九十度千メートルの点
- チ 同市鶴見先ノ瀬頂上から百三十五度千メートルの点

第四十条 る場合は、この限りでない。 ない。ただし、第三種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて採捕す 何人も、 次に掲げる区域内では、 まきえ釣漁法により水産動物を採捕してはなら

- 次のイ、ロ、 ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域
- 佐伯市鶴見先ノ瀬灯台から二十八度(磁針方位による。 以下この条において同

じ。)七百五十メートルの点

- ロ 同市鶴見先ノ瀬灯台から百六十七度八百五十メートルの点
- / 同市鶴見先ノ瀬灯台から二百二十八度千五十メートルの点
- 一同市鶴見先ノ瀬灯台から三百二十二度千メートルの点
- 佐伯市鶴見水の子灯台を中心として、 半径千メー トルの円によって囲まれた海域

第四十一条 何人も、 次の表の上欄に掲げる区域において、同表の中欄に掲げる期間中、 そ

れぞれ同表の下欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

Щ

オぞオ同語の一	E 氢の一種におじる ス選重物を接折して になられい	ナジナル	
	禁止区域	禁止期間	水産動物
国川	中津市金谷潮止えん堤上流端から下流二 九月十日から十一 あゆ	九月十日から十一	あゆ
	百二十メートルの間の区域	月十日まで	
	中津市本耶馬渓町曽木蕨野の滝右岸の大	五月二十日から七	あゆ
	石より五度(磁針方位による。以下この 月三十一日まで	月三十一日まで	
	表において同じ。)の線から下流五十メ		
	ートルの間の区域		
	中津市耶馬溪町大字戸原口の林五龍の滝	五月二十日から六	あゆ
	左岸から上流五十メートル、下流百九十 月三十日まで	月三十日まで	
	メートルの点からそれぞれ三百三十一度		
	及び十度の線との間の区域		
	中津市三光土田うさぎ飛ぶち上の大岩	周年	全ての水産動物
	(本岩) 頂上から三百八度と下流うさぎ		
	飛ぶち下の大石から二百九十八度の線と		

)) 1.14以		
	中津市本耶馬渓町曽木犬走り沈橋下流端	周 年	全ての水産動物
	から下流荒瀬井ぜき上流端の間の区域		
	中津市山国町槻木旧槻木小学校毛谷村分	周年	全ての水産動物
	校北側の延長線上から合使橋までの間の		
	区域		
駅館川	宇佐市大字川部字川部の標木から八十四	六月一日から八月	あゆ
	度の線と同市大字江須賀字江島千百七十	十日まで及び九月	
	七番地の標木から百四十六度三十分の線	二十一日から十一	
	との間の区域	月三十日まで	
	宇佐市大字上拝田字公原の標木から二百	周年	全ての水産動物
	二十四度の線と下流同市大字上拝田の拝		
	石からたか栖観音堂(屋上)見通し線と		
	の間の区域		
津房川	宇佐市安心院町萱篭須崎の滝から須崎発	周年	全ての水産動物
	電所放水口下流端までの間の区域		
桂川	豊後高田市大字嶺崎堀田井ぜき上端から	周年	全ての水産動物
	上流桑納橋の下流端の間の区域		
大分川	由布市挾間町篠原篠原発電所放水口下流	周年	全ての水産動物
	端から下流三百七十メートルの間の区域		
	由布市庄内町櫟木篠原えん堤上端から下	周年	全ての水産動物
	流百メートルの間の区域		
	由布市湯布院町川上城橋下流端から下流	周年	全ての水産動物
	同市湯布院町川南御幸橋下流端の間の区		
	域		
七瀬川	大分市大字野津原一の瀬橋から上流二百	周年	全ての水産動物
	メートルの間の区域		
芹川	竹田市直入町大字長湯字湯原天満橋の下	周年	全ての水産動物
	流端から下流肥後井ぜき上流端の間の区		
	域		
阿蘇野川	由布市庄内町十合野村内橋の上流端から	用年	全ての水産動物

		から四十二度の線との間の区域	
		十分の線と下流ジサぶち左岸石垣上流端	
	一月三十日まで	ふち尻左岸石垣下流端から三百三十度三	
あゆ	五月二十日から十	(川 佐伯市宇目大字南田原字中岳正連寺ぶち)	中岳川
		度三十分の線との間の区域	
		大字長良字柏江の岩の鼻から三百四十四	
		から三百三十九度三十分の線と下流同市	
全ての水産動物	周年	佐伯市大字長良字市谷の谷口右岸護岸角	
		田橋下流端の間の区域	
	月三十日まで	から三百三十九度三十分の線から上流堅	
あゆ	九月一日から十一	川佐伯市大字長良字市谷の谷口右岸護岸角	堅田川
		流家野えん堤上端の間の区域	
全ての水産動物	周年	臼杵市大字掻懐久保田橋の下流端から下	
		ら下流百メートルの間の区域	
	月三十日まで	まわしの瀬頭)より三百四十四度の線か	
あゆ	十月一日から十一		臼杵川
		域	
		端から下流一の井手えん堤上端の間の区	
全ての水産動物	周年	川 臼杵市大字末広字黒丸二の井手えん堤上	末広川
		の間の区域	
		九十三度の線から下流五百五十メートル	
全ての水産動物	周年		濁淵川
		区域	
全ての水産動物	周年		神原川
		二百五十メートルの間の区域	
全ての水産動物	周年	川 豊後大野市緒方町原尻原尻の滝から下流	緒方川
		ん堤上端から下流百メートルの間の区域	
全ての水産動物	周年	豊後大野市三重町川辺昭和井路取入口え	
		メートル、下流二百メートルの間の区域	
全ての水産動物	周年	大分市大字上戸次兎島頂上から上流二百	大野川
		下流五百メートルの間の区域	

		流二百十メートルの間の区域	
		流打出口下流端より百二十度の線から下	
全ての水産動物	周年	日田市上津江町川原イデノふち南中山渓	川原川
		ら上流こしき岩橋の下流端の間の区域	
全ての水産動物	周 年	玖珠郡九重町大字町田潜石橋の上流端か	町田川
		の間の区域	
		流七十五メートル、下流七十五メートル	
全ての水産動物	周年	玖珠郡玖珠町大字山浦魚返りの滝から上	
		域	
		ら下流天神ふち水車ぜき上流端の間の区	
全ての水産動物	周年	玖珠郡玖珠町大字森片目ケふち打落口か	
		トル、下流百九十メートルの間の区域	
		川取入口えん堤上流端から上流六十メー	
全ての水産動物	周 年	日田市天瀬町桜竹簗瀬女子畑発電所玖珠	玖珠川
		流端から上流百五十メートルの間の区域	
全ての水産動物	周 年	日田市大字有田字川原田若宮井ぜきの上	有田川
		トルの間の区域	
		大山取入口えん堤上流端から下流百メー	
全ての水産動物	周 年	日田市大山町西大山字下釣女子畑発電所	
		ル、下流二百メートルの間の区域	
		より百九十五度の線から上流八十メート	
全ての水産動物	周 年	日田市大字石井石井発電所放水口下流端	筑後川

表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。第四十二条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動植物を、 同表の中欄に掲げる期間中、同

	1	
水産動植物	禁止期間	禁止区域
一あゆ	一月一日から五月十 海面及び内水面	海面及び内水面
	九日まで	
二 うなぎ(全長二十センチメートル以下のもの	用年	海面及び内水面
に限る。)		
三 ぼら(いな)(全長十センチメートル以下の 周年		海面及び内水面
ものに限る。)		

ル 八 も の に 限 る。)	四 あわび(殻長十センチメートル以下のものに 国	周年	海面
に限る。)	限る。)		
に限る。)	(殻長十センチメートルを超えるもの	一月一日から十二	海面
のに限る。) ものに限る。)		月十日まで	
のに限る。)	(殻蓋長径二センチメートル以下のも		海面
ものに限る。)	に限る。		
100 に限る。)	(殻蓋長径二センチメートルを超える	一月一日から十二	海面
のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) とりがい(数長六センチメートル以下のも 周年 いたやがい(数長六センチメートル以下のも 周年 に限る。) に限る。) に限る。) のに限る。) ものに限る。) ものに限る。) ものに限る。) ものに限る。) ものに限る。) ものに限る。) ものに限る。) しいせえび(全長二十センチメートル以下のも 周年 とりがい(数長四センチメートル以下のも 周年 とりがい(数長四センチメートル以下のも 周年 とりがい(数長四センチメートル以下のも 周年 とりがい(数長四センチメートル以下のも 周年 とりがい(数長四センチメートル以下のも 周年 に限る。) しいせえび(全長十センチメートル以下の 周年 とのに限る。) ものに限る。) ものに限る。) ものに限る。)	のに限る。)	月十日まで	
のに限る。) とりがい(殻長六センチメートル以下のも 周年 に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) こ ばかがい(殻長六センチメートル以下のも 周年 に限る。) こ はまぐり(殻長四センチメートル以下のも 周年 のに限る。) こ はおがい(殻長ハセンチメートル以下のも 周年 こ がざみ(年重二百グラム以下のものに限る。) ものに限る。) ものに限る。) 七 がざみ(甲の幅十五センチメートル以下の 周年 ものに限る。) 七 がざみ(甲の幅十五センチメートル以下の 周年 ものに限る。) 七 がざみ(甲の幅十五センチメートル以下の 周年 ものに限る。) 1	(殻長二・五センチメートル以下のも		海面
のに限る。) のに限る。) のに限る。) しりがい(数長六センチメートル以下のもの 周年 とりがい(数長六センチメートル以下のもの 周年 に限る。) に限る。) に限る。) こ はおがい(数長四センチメートル以下のも 周年 のに限る。) こ はおがい(数長四センチメートル以下のも 周年 のに限る。) 五 いせえび(全長二十センチメートル以下の 周年 ものに限る。) 七 がざみ(甲の幅十五センチメートル以下の 周年 ものに限る。) 七 がざみ(甲の幅十五センチメートル以下の 周年 ものに限る。) 1	のに限る。)		
に限る。) に限る。) に限る。) はまぐり(殻長四センチメートル以下のも 周年 に限る。) はおがい(殻長四センチメートル以下のも 周年 に限る。) がせえび(全長二十センチメートル以下の 周年 いせえび(全長二十センチメートル以下の 周年 のに限る。) のに限る。) のに限る。) がざみ(甲の幅十五センチメートル以下の 周年 のに限る。) がざみ(甲の幅十五センチメートル以下の 周年 のに限る。) がざみ(甲の幅十五センチメートル以下の 周年 のに限る。)	たやがい(殻長六センチメートル以下のも		海面
Rearrow Beneroland Bene	のに限る。)		
限る。) Rand Rand	い(殻長六センチメートル以下のもの		海面
に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) のに限る。)	に限る。)		
に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) いせえび(全長ニーセンチメートル以下のも 周年 のに限る。) いせえび(全長ニーセンチメートル以下の 周年 のに限る。) いでみ(甲の幅十五センチメートル以下の 周年 のに限る。) いである。) がざみ(甲の幅十五センチメートル以下の 周年 のに限る。) いで限る。)	はまぐり(殼長四センチメートル以下のも		海面
に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) のに限る。) ・カー日から八月三 ・カー日から八月三 ・カーローのに限る。)	のに限る。)		
に限る。) に限る。) に限る。) に限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。)	い(殻長四センチメートル以下のも		海面
(次) (全長二十センチメートル以下の 周年 いせえび (全長二十センチメートル以下の 周年 いせえび (全長二十センチメートル以下の 周年 いせえび (全長十センチメートル以下の 周年 のに限る。)	のに限る。)		
。) のに限る。) ものに限る。) ものに限る。) ものに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。)	(体重二百グラム以下のものに限		海面
以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。)	る。)		
のに限る。) いせえび(全長二十センチメートルを超え 六月一日から八月三ものに限る。) ものに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) 以下のものに限る。) 以下のものに限る。)	せえび(全長二十センチメートル以下の		海面
おのに限る。)	\mathcal{O}		
ものに限る。)	せえび(全長二十センチメートルを超え	日から八月三	海面
以下のものに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。) のに限る。))		
以下のものに限る。) (全長十五センチメート 周年がざみ(甲の幅十五センチメートル以下の 周年のに限る。)	(全長十センチメートル以下の		海面
以下のものに限る。) (全長十五センチメート 周年のに限る。) のに限る。) 周年がざみ(甲の幅十五センチメートル以下の 周年	ものに限る。)		
以下のものに限る。)	(甲の幅十五センチメートル以下の		海面
以下のものに限る。)	\mathcal{O}		
以下のもの	り(もじゃこ)(全長十五センチメート		海面
	ル以下のものに限る。)		

十九 まだい及びちだい (全長十二センチメート 周年		海面
ル以下のものに限る。)		
二十 とんぐさ	八月二十日から翌年 海面	海面
	三月三十一日まで	
二十一 あまご (えのは)	十月一日から翌年二 内水面	内水面
	月末日まで	
二十二 やまめ(えのは)	十月一日から翌年二 内水面	内水面
	月末日まで	

- 2 の稚魚を採捕する場合は、 いて採捕する場合又は漁業法施行規則第四十二条第一項の規定による許可を受けてうなぎ 第四条第一項第一号のもじゃこ漁業若しくは同項第二号のうなぎ稚魚漁業の許可に基づ 前項の表の第二号又は第十八号の規定は、適用しない。
- 3 してはならない。 第一項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、これを所持し、又は販売

(電気設備の制限)

第四十三条 いては、 ならない。 一漁船につき、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲を超える電気設備を設置しては 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船には、 同表の中欄に掲げる区域にお

漁業	区域	総設備容量の範囲
釣漁業	瀬戸内海	発電機(蓄電池を含む。) 一キロワット
		集魚灯に使用する電球 百ワット
	大分市関崎と愛媛県西宇和郡伊方	発電機(蓄電池を含む。) 三キロワット
	町佐田岬とを結んだ線以南の大分	集魚灯に使用する電球 三キロワット
	県海域	
いそ突漁業	大分市大字白木と同市大字一尺屋	発電機(蓄電池を含む。) 一キロワット
	との最大高潮時海岸線における境	集魚灯に使用する電球 五百ワット
	界点から九十度(磁針方位によ	
	る。以下この表において同じ。)	
	の線と津久見市と佐伯市との最大	
	高潮時海岸線における境界点から	
	九十度の線との間における最大高	
	潮時海岸線から千メートルの距離	

の線によって囲まれた海域

(河口付近における採捕の制限)

第四十四条 若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づい 十二条第一項の規定による許可を受けてうなぎの稚魚を採捕する場合又は第一種共同漁業 四条第一項第二号のうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合、 ことを目的とするものを除く。)を使用して水産動物を採捕してはならない。 域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、 て採捕する場合は、 何人も、 次の表の上欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区 この限りでない。 ひき網又はすくい網 漁業法施行規則第四 (しらうおをとる ただし、第

河川名	禁止区域	禁止期間
一 番匠川河口及	佐伯市佐伯港中防波堤東灯台から同	二月一日から三月三十一日まで
び堅田川河口	市鶴見三栗島頂上を経て同市鶴見辰	
	ノ口鼻に至る線によって囲まれた海	
	域	
二 駅館川河口	宇佐市神子山突端を中心として半径 二月一日から三月三十一日まで	二月一日から三月三十一日まで
	千メートル以内の海域	
三山国川河口	北緯三十三度三十六分五十八・四秒	二月一日から三月三十一日まで
	東経百三十一度十一分十一・○秒の	
	点(旧小祝築港地の灯台)を中心と	
	して半径千メートル以内の大分県海	
	域	

(瀕河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第四十五条 河川流幅の五分の一以上の魚道を開通しなければならない 溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合に

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第四十六条 動植物を採捕してはならない。 何人も、 海面におい て次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産

- 一等釣及び手釣
- たも網及びさで網 (さより又はしらうおをとることを目的とする場合を除く。
- 三 投網(船を使用しないものに限る。
- 四 やす及びは具

五 徒手採捕

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない
- 一漁業者が漁業を営む場合
- 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- 二 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第四十七条 水産動植物に有害な物を遺棄し、 又は漏せつしてはならない。

- 備の変更を命ずることができる。 と認めるときは、 知事は、 前項の規定に違反する者がある場合において、 その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、 水産資源の保護培養上害がある 又は既に設けた除害設
- 3 ついては、 前項の規定は、 適用しない。 水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける者に

(漁場内の岩礁破砕等の許可)

第四十八条 許可を受けなければならない。 砂れき若しくは岩石(以下「砂れき等」という。)を採取しようとする者は、 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁若しくは沈船を破砕し、 又は 知事 Ò

- 該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、 前項の規定により許可を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載した申請書に、 知事に提出しなければならない 当
- の所在地) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所
- 二目的
- 三 免許番号
- 四 区域
- 五期間
- 六 補償の措置
- 七 その他参考となるべき事項
- 第四十九条 礁を破砕し、 第一号から第三号まで、 知事は、 内水面のうち漁業権の存する漁場内又は第四十一条若しくは第四十二条の表の 第一項の規定により許可をするに当たり、 又は砂れき等を採取しようとする者は、 第二十一号若しくは第二十二号に規定する禁止区域において、 条件を付けることができる。 知事の許可を受けなければならな

- 該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、 前項の規定により許可を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載した申請書に、 知事に提出 しなければならない
-)所在地) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所
- 二 目的
- 三 免許番号又は禁止区域の表示
- 四 区域
- 五 期間
- 六 補償の措置
- 七 その他参考となるべき事項
- 通常支障がないにもかかわらず同意書を与えない等正当な理由がないのに同意書を与えな 場合には、 前項の場合において、 その事情を記載した書面をもって同意書に代えることができる。 漁業権を有する者が砂れき等の採取により水産資源の保護培養上
- 事情を聴取の上、 \mathcal{O} 事情を記載した書面を提出したときは、 前項の場合において、 必要と認める場合は、 第一項の規定により許可を受けようとする者が同意書に代えてそ 協議を命ずることができる。 知事は、 当該許可申請者及び当該漁業権者から
- 5 とする。 知事は、 第一 項の許可をしたときは、 次に掲げる事項を記載した許可証を交付するもの
- の所在地 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所
- 一 免許番号又は禁止区域の表示
- 三 区域
- 四期間
- 五条件

(試験研究等の適用除外)

- 第五十条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、 た者が行う当該試験研究等に において「試験研究等」という。 くは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、 教育実習又は増養殖用の種苗 つい ては、 (種卵を含む。 のための水産動植物の採捕について知事の許可を受け 適用しない)の供給 (自給を含む。) 水産動植物の採捕の期間若し (以下この条 試験研
- 前項の許可を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し な

ければならない。

- 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所
- の所在地)
- 二目的
- 三 適用除外の許可を必要とする事項
- 兀 有者名 使用する船舶の名称、 漁船登録番号、 総トン数、 推進機関の種類及び馬力数並びに所
- 五 数量) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量 (種苗の採捕の場合は、 供給先及びその
- 六 採捕の期間及び区域
- 七 使用する漁具及び漁法
- 八 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、 第一項の許可をしたときは、 次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、 その名称、 代表者の氏名及び主た
- る事務所の所在地)

適用除外の事項

- 三 採捕する水産動植物の種類及び数量
- 四 採捕の期間及び区域
- 五 使用する漁具及び漁法
- 六 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 七 使用する船舶の名称、 漁船登録番号、 総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- ハ 許可の有効期間
- 九
 条件
- 4 知事は、 第一項の許可をするに当たり、 条件を付けることができる。
- 5 知事に報告しなければならない。 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、 その結果を
- 6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、 知
- 7 第二項から第四項までの規定は、 前項の場合に準用する。 この場合において、 第三項中

事の許可を受けなければならない。

「交付する」とあるのは、

8 第二十五条の規定は、 第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用す

「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

第四章 漁業の取締り

(停泊命令等)

- 第五十一条 について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。 条及び法第三十四条に規定する場合を除く。)は、法第百三十一条第一項の規定に基づ 令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき(法第二十七 又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物 当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命 知事は、 漁業者その他水産動植物を採捕し、 又は養殖する者が漁業に関する法
- 知事は、 の手続の区分にかかわらず、 をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のた 前項の規定による処分 聴聞を行わなければならない。 (法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るも
- 3 らない。 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、 公開により行わなければ

(船長等の乗組み禁止命令)

第五十二条 禁止することができる。 船舶の操業責任者に対し、 の規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、 知事は、 第四条第一 当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、 項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれら 当該行為をした者が使用する

前条第二項及び第三項の規定は、 前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機等の備付け命令)

第五十三条 又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 げる基準に適合するものをいう。 特に必要があると認めるときは、 (人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、 知事は、 国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため)を当該許可を受けた船舶に備え付け、 第四条第一項の許可を受けた者に対し、 衛星船位測定送 かつ、操業し 次の各号に掲

- 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
- 一 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。
- イ 当該船舶を特定することができる情報
- 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
- 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

能を損なう行為をしてはならない 前項の規定による命令を受けた者は、 通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の

(停船命令)

- 第五十四条 必要があるときは、 漁業監督吏員は、法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をするため 操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、 停船を命ずることができ
- 信号その他の適切な手段により行うものとする。 旨を告げ、 前項の規定による停船命令は、 又は表示し、 かつ、 国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる 法第百二十八条第三項の規定による検査又は質問をする
- 一第二号様式による信号旗Lを掲げること。
- を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号 (短音一回、長音一回、 短音二回)
- 三 続して行うこと。 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、 短光二回) を約七秒の 間隔を置いて連
- 3 「短音」又は 前項において、 「短光」とは、 「長音」又は 約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。 「長光」とは、 約三秒間継続する吹鳴又は投光をい V;

第五章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置等に係る届出)

第五十五条 法第百二十二条の規定により、 旨を知事に届け出なければならない。 られた者は、遅滞なく、 その命じられた方法により当該標識を建設し、 漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じ 又は設置し、 その

(標識の書換え又は再設置等)

第五十六条 を書き換え、 かでなくなったとき、 前条の標識の記載事項に変更を生じ、 又は新たに建設し、 又は当該標識を亡失し、 若しくは設置しなければならない。 若しくは毀損したときは、 若しくは当該標識に記載 遅滞なく、 した文字が これ 視り

(定置漁業等の漁具の標識)

- 第五十七条 具に設置しなければならな 昼間にあっては第三号様式による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上一・五メ トル以上の高さに設置し、 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、 夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁 漁具の敷設中、
- 2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する

(流し刺し網漁業の漁具の標識)

第五十八条

- 五メ ればならない。 ればならない。 ートル以上の高さのボンデンをつけ、 流し刺し網漁業に従事する操業責任者は、 この場合、 夜間においては、 網の中間に三百メート 当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなけ その操業中、 ルごとに浮標をつけなけ 網の両端に水面上
- ければならない 前項に規定する漁具の標識には、 当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しな

(禁止区域の標識の記載事項等)

第五十九条 域の境界に建設するものとする。 第四十一条に規定する禁止区域の標識は、 第四号様式によるものとし、 その区

(内水面漁場管理委員会)

- 第六十条 内水面漁場管理委員会は、 する事項を処理する。 内水面における水産動植物の採捕、 養殖及び増殖に関
- この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、 水面漁場管理委員会が行う。 内水面における漁業に関しては

(添付書類の省略)

- 第六十一条 が同一であるときは、一の申請書等にこれを添付し、 て「申請書等」という。 一の申請書等に添付した書類の添付を省略することができる。 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類)を提出する場合において、 他の申請書等にはその旨を記載 各申請書等に添付すべき書類の内容 (以下この条にお
- により申請書等に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。 前項に規定する場合のほか、 知事は、 特に必要がないと認めるときは、この規則の規定

第六章

- 第六十二条 の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした者は、 六月以下
- 九条第一項の規定に違反したとき。 項、第四十三条から第四十五条まで、 第三十三条第一項、 第三十四条から第四十一条まで、第四十二条第一項若しくは第三 第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十
- 第三項の規定により付けた条件に違反したとき。 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十八条
- 第二十三条第一項 (第三十三条第十三項において準用する場合を含む。 第三十三

- 項の規定に基づく命令に違反したとき。 条第十三項において準用する第二十二条第二項、 第四十七条第二項又は第五十二条第
- 徴することができる 有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、 その他水産動植物の採捕の用に供される物は、 前項の場合においては、 犯人が所有し、又は所持する漁獲物、 没収することができる。 その製品、 ただし、犯人が所 その価額を追 漁船又は漁具
- 第六十三条 した者は、 条、第三十三条第十項又は第四十六条第一項の規定に違反したときは、 第二十五条第一項 科料に処する。 (第五十条第八項において準用する場合を含む。 当該違反行為を
- 第六十四条 行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。 人又は人の業務又は財産に関して、第六十二条第一項又は前条の違反行為をしたときは 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法
- **第六十五条** 第十七条第二項、第十九条第二項若しくは第二十五条第三項(第五十条第八項 項若しくは第二項 において準用する場合を含む。 の規定、 の過料に処する 第三十三条第十二項の規定又は第五十条第五項の規定に違反した者は、 (これらの規定を第三十三条第十三項において準用する場合を含む。)の規定、第二十六条から第二十八条まで、 第三十条第一 五万円以

附則

(施行期日)

第一項第二号の規定は、 「改正法」という。 この規則は、 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号。 の施行の日 令和五年九月一日から施行する。 (令和二年十二月一日) から施行する。 ただし、 第四条

(大分県内水面漁業調整規則の廃止)

- 2 (内水面の採捕の許可に関する経過措置) 大分県内水面漁業調整規則 (昭和四十一年大分県規則第八十二号)は、 廃止する。
- 3 れる前項の規定による廃止前の大分県内水面漁業調整規則(以下「旧内水面規則」とい 改正法附則第二十九条の規定により第三十三条第一項の規定によってしたものとみなさ
- う。 間は、 第六条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの 旧内水面規則第十三条の規定は、 なおその効力を有する
- 4 るこの規則による改正前の大分県漁業調整規則 改正法附則第二十九条の規定により 第五十条第一項の規定によっ 以下 「旧海面規則」 てしたものとみなされ という。 第五十条

条第六項の規定は、 の有効期間の満了の日までの間は、旧海面規則第五十条第六項及び旧内水面規則第三十三 第一項及び旧内水面規則第三十三条第一項の規定によってした許可については、当該許可 なおその効力を有する。

(罰則の適用に関する経過措置)

5 例による。 る場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の この規則の施行前にした行為及び前二項の規定によりなおその効力を有することとされ

附則(令和四年規則第四九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

附 則(令和七年規則第三八号)

(施行期日)

1 この規則は、 公布の日から施行する。 ただし、第六十二条第一項の改正規定 (「懲役」

を「拘禁刑」 に改める部分に限る。)は、 令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

る。

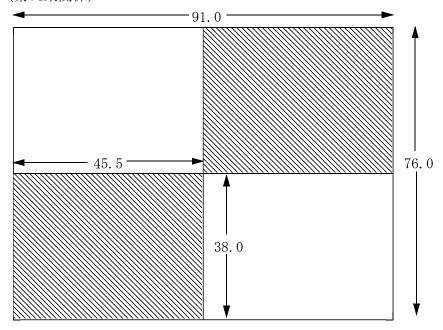
2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、 なお従前の例によ

第1号様式(第31条関係)

漁業の種類	表示様式
小型機船底びき網漁業のうち自家用釣餌料びき網漁業	オタ自 〇〇〇
小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業(第1種共同 漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに 限る。)	オタ手 〇〇〇
上記以外の小型機船底びき網漁業	オ タ 〇〇〇
中型まき網漁業	オタま 〇〇〇

備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

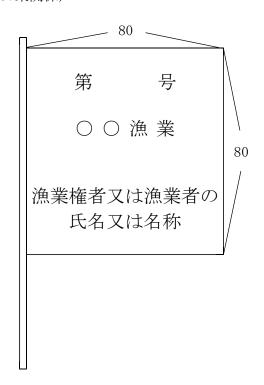
第2号様式(第54条関係)



備考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、 すぐ停船されたい。)である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

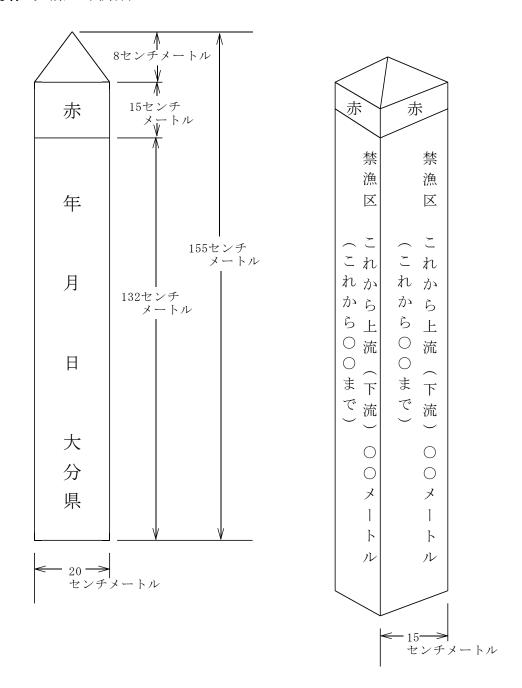
第3号様式(第57条関係)



備考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

第4号様式(第59条関係)



注 禁止期間を定めた場合は、その旨標識中に表示すること。

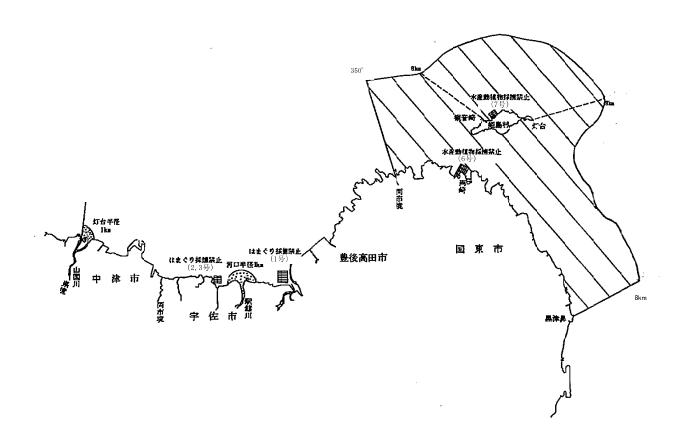
大分県漁業調整規則禁止区域図 (その1)



小型機船底びき網漁業 (第38条の二)

保護水面(第34条)

河口付近における採捕の制限(第44条)



0 5km 10km

大分県漁業調整規則禁止区域図 (その2)



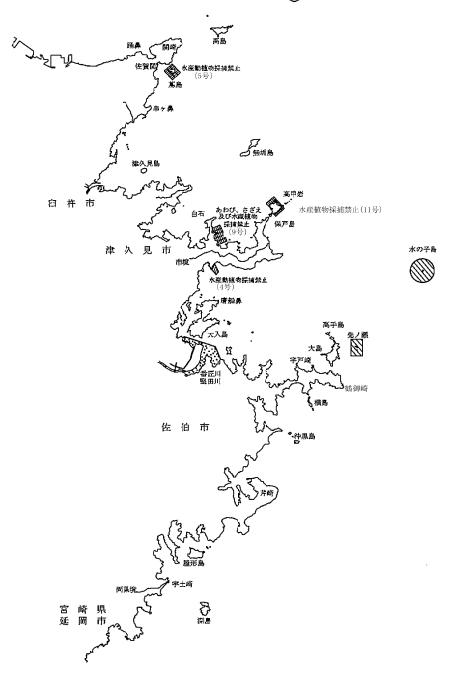
大分県漁業調整規則禁止区域図 (その3)



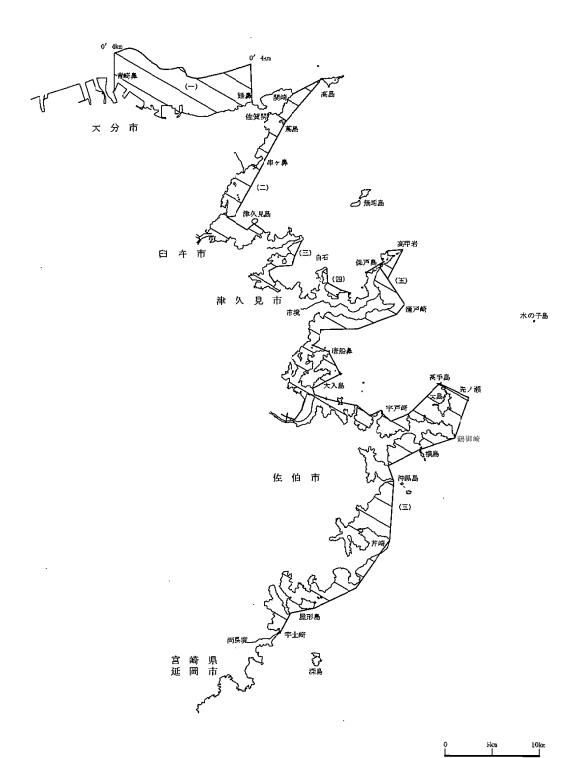
保護水面 (第34条)

まきえ釣漁法 (第40条)

河口付近における採捕の制限(第44条)



火光を利用する網漁業禁止区域 (第38条の一)



あぶらをつけた餌料を使用するはえ縄漁業の操業許容区域 (第39条)

